

**伊方発電所 3号機  
新規制基準への適合性確認申請に係る  
原子力規制委員会の審査の状況について**

---

**平成25年10月16日  
四国電力株式会社**

## 現在までの審査の状況(1/2)

○7月8日の申請以降、原子力規制委員会の審査会合および原子力規制庁のヒアリングにおいて、伊方3号機に関する審査が実施されている。

審査会合の開催実績および審査内容（9月11日原子力安全専門部会までの状況）

審査会合開催日		主な審査内容
平成25年7月16日	第1回	申請内容についての概要説明
平成25年7月23日	第2回	審査における主な論点の整理
平成25年7月25日	第3回	重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認
平成25年7月30日	第4回	重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認
平成25年7月31日	第5回	地震動評価のための地下構造評価
平成25年8月1日	第6回	重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認
平成25年8月15日	第9回	重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認
平成25年8月21日	第11回	津波評価
平成25年8月22日	第12回	重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認、設計基準事象
平成25年8月28日	第14回	地震動評価
平成25年8月29日	第15回	重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認、設計基準事象
平成25年9月10日	第17回	重大事故等対策の有効性評価に係る成立性確認、設計基準事象

\* 欠番は他社プラントを審査

## 現在までの審査の状況（2／2）

○前回の原子力安全専門部会（9月11日）以降の審査の状況は以下のとおりである。

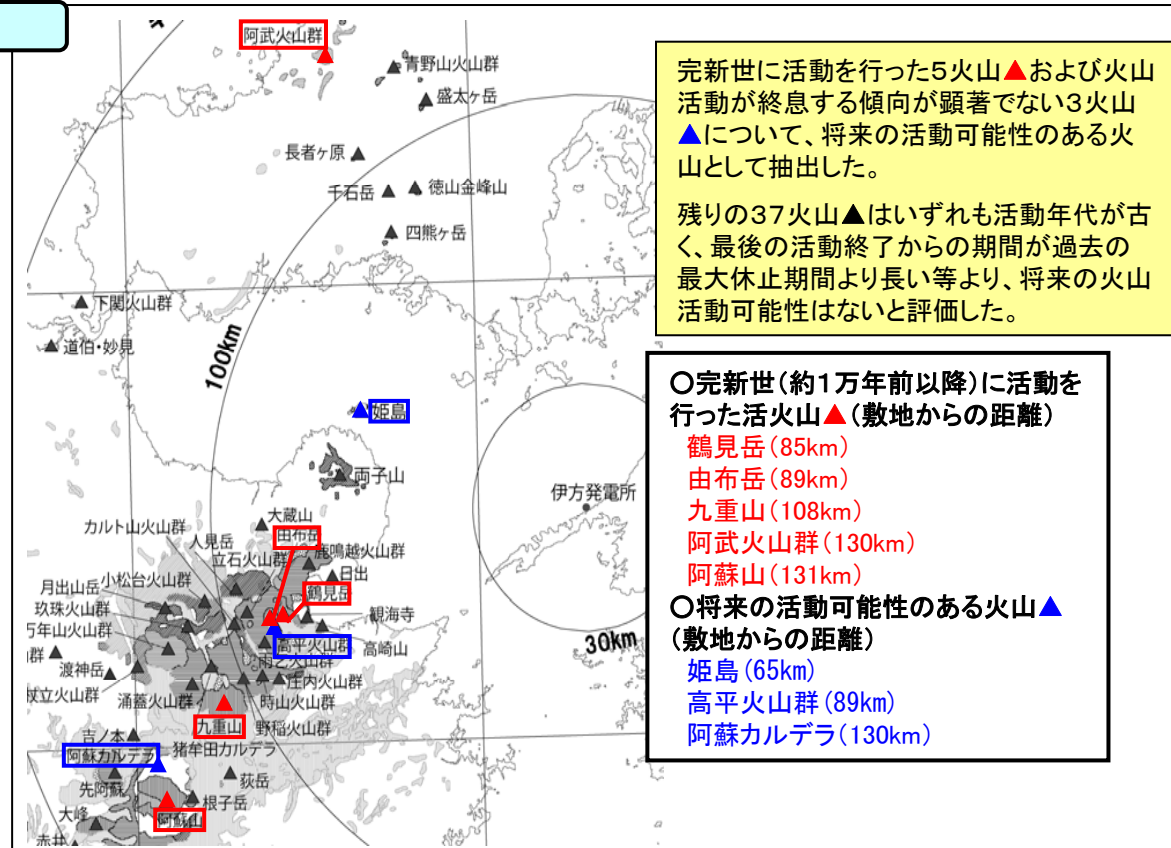
審査会合の開催実績および審査内容（9月11日以降 10月16日現在）

審査会合開催日		審査内容および概要
平成25年10月 2日	第27回	<b>【火山影響評価】</b> 「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に基づき評価を実施、抽出された8つの火山について、ボーリング調査などから発電所に影響を与える可能性のある火山事象は降下火砕物で、九重山からの火山灰層厚を最大5cmと設定、安全性に影響はないと評価した。 規制庁からは、概ね了承するが、調査データの拡充、シミュレーション実施のコメントあり。（添付資料－1参照）
平成25年10月 3日	第28回	<b>【審査会合における指摘事項の回答】</b> 過去の審査で指摘のあった「原子炉格納容器の限界温度・圧力に関する評価結果」および「外部火災影響評価」に関する回答を行い、特に大きなコメントはなかった。（添付資料－2参照）
平成25年10月10日	第31回	<b>【審査会合における指摘事項の回答】</b> 過去の審査で指摘のあった「保安電源設備」、「モニタリング設備」、「緊急時対策所」等に関する回答を行い、特に大きなコメントはなかった。（添付資料－2参照）

\* 欠番は他社プラントを審査

# 添付資料－1：火山の影響評価

## 火山の抽出



## 設計における降下火砕物の評価条件

▶降下火砕物厚さ	5cm
▶降下火砕物粒度(粒径)	1mm以下
▶降下火砕物密度	乾燥状態      湿潤状態
	0.5g/cm <sup>3</sup> ~ 1.5g/cm <sup>3</sup>
▶降下火砕物堆積荷重	乾燥状態      湿潤状態
	245N/m <sup>2</sup> ~ 735N/m <sup>2</sup>

## 添付資料－2：指摘事項の回答

審査会合	主な指摘事項	回答
<b>第28回</b> (平成25年 10月3日)	<b>【申請概要説明】</b> ○重大事故等対策の有効性評価において設定する原子炉格納容器の限界温度(200℃)、限界圧力(0.566MPa)について、それぞれの根拠を、単に過去の他機関の報告書等から引用するのではなく、申請者自らが妥当性を整理の上、説明すること。	○原子炉格納容器本体の他に、構造上、リークパスになる可能性がある開口部及び貫通部の構成品、また、ガスケットの劣化及びシート部の変形に伴いリークパスになる可能性があるシール部に対して評価を実施し、各評価対象について、200℃、2Pd(Pd：設計圧力0.283MPa)の環境条件下での構造健全性及びシール部の機能が維持され、放射性物質の閉じ込め機能を確保できることを確認した。
	<b>【外部火災影響評価】</b> ○自衛隊機又は米軍機の落下確率評価に関し、評価対象となる母集団をはっきりさせること。航空機落下確率評価におけるカテゴリ区分については、論理性を持って区分けすること。 ○重油タンクの取り扱いについて、航空機落下の観点からの防護の考え方について整理すること	○自衛隊機又は米軍機の落下確率評価について、用途による飛行形態を踏まえてカテゴリを整理した。このカテゴリ毎に火災影響評価を実施し、原子炉施設外壁等の温度が許容温度を超えないことを確認した。 ○重油タンクを防護対象として火災影響評価を実施し、原子炉施設外壁等の温度が許容温度を超えないことを確認した。
<b>第31回</b> (平成25年 10月10日)	<b>【保安電源設備】</b> ○送電線の交差している箇所について、具体的な位置関係を示すこと。また、所内における送電鉄塔の位置関係を示すこと。	○伊方3号炉の主回線である500kV四国中央西幹線2回線は、予備回線である187kV送電線4回線(伊方北幹線2回線および伊方南幹線2回線)と異なるルートを通過しているが、四国中央西幹線と伊方北幹線が交差する箇所が2箇所ある。 ○共通事象による交差部等の影響を検討し、四国中央西幹線、伊方北幹線、伊方南幹線の3ルートが同時に喪失することはないと評価した。
	<b>【モニタリング設備】</b> ○海洋モニタリングに対する考え方を改めて説明すること	○重大事故等発生時の海側方位における放射線量の監視については、発電所海側境界近傍の4箇所に可搬型モニタを設置し、放射線量を監視・測定・記録する。 ○発電所海側境界近傍において放射性物質の濃度及び放射線量の監視ができない場合に備え、小型船舶と搭載する放射線計測器を準備する。
	<b>【緊急時対策所】</b> ○換気空調設備、加圧装置等の効果が分かるように、被ばくの詳細内訳を示すこと	○外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばくについて、内部被ばく線量及び外部被ばく線量の内訳を示し、原子炉格納容器から放出される放射性物質に対して換気空調設備及び加圧装置の効果が分かるように整理した。